

オーストラリアのヤングケアラー支援

木下 康仁

(立教大学社会学部)

yasuhito@rikkyo.ac.jp

2014年11月3日 ヤングケアラー研究会、ケアラー連盟
於：日本女子大学

“老々介護”の国



“ヤングケアラー”の国

社会的反響が大きい

オーストラリア、英国(UK)

ライフサイクルとケアラー

- ヤングケアラーとオールドケアラー：共通点と相違点



- “ケアの対象がケアラー”であること：両義的存在

- もともと、ケアラー≡オールドケアラー／女性

- 配偶者間ケアのライフスタイル
- 高齢者ケアから政策化の経緯

- オールドケアラーは人生段階的に理解されやすい



- ヤングケアラーは「発見」される必要がある

- 当事者にその認識がない。人びとの意識／常識の盲点
- 言葉が社会化されることによって、存在の認知化

ヤングケアラーを理解する文脈

- 社会的関心のもたれ方



- ヤングケアラーの存在と実態を理解する(特定のタイプのケアラー: 規模的には氷山の一角だとすれば)



- ヤングケアラーの理解により、ケアラーの理解と支援はどう変わるか？
(ケアラー一般の拡張: 氷山の水面下の構造を理解しやすくする)

- 最終的には・・・

ライフスタイル、“家族”の在り方、生活文化(何を最重要と考えるか)
社会保障制度の問題: 地域在宅ケアの質量の拡大と対象としての要
ケア者からケアラーへの拡充



ケアラー支援は成熟社会／これからのあるべき社会像への分岐点を象徴
公と私の境界再画定となるため

いくつかの前提：私のですが

- 誰もが誰かをケアする（ライフスタイルとしてのケアラー体験）
⇔ 誰もが自分の人生を生きられる（個人としてのライフスタイル）
- 特別なこと ⇔ 普通のこと（対立ではなく両立するもの）
- 家族介護者 ≠ ケアラー
（家族介護者はケアラーの主力ではあるが一形態）
（子育てもケア、母親／養育者はケアラー）
- 離れられない／手放せない ⇔ 離れる／手放す
（両立を可能とする支援のポイント-現実面と心理面）
- ケア→自分に余裕がないと他者のケアはできない
- ケアラーは制度横断的存在、自身が支援の対象、その理由は上記の“両立”のため

オーストラリアの政策動向

- 歴史的に、連邦政府(財政支援＋高齢者施設ケア)と州政府(実施:主にHACC: Home and Community Care)の役割分担
 - 比重は、連邦政府の役割強化の方向へ
 - HACCも州から連邦政府に移管(除く、ヴィクトリア州)

 - 連邦政府、Department of Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairs(FaHCSIA)が、2013年9月から新設のDepartment of Social Servicesに統合
- ↓
- ケアラー関係もここに含まれる
 - 所得補償政策とプログラム for families with children, carers, the aged and people in hardship
 - Services for families with children, people with disabilities and carers

ケアラー支援は高齢者ケア領域から始まり拡大

- 1997年『高齢者ケア構造改革』(連邦政府)
 - 改革3本柱に入る
施設ケア、在宅ケア、ケアラー支援
 - この改革以前から、人口規模に応じて全国を地域区分しサービス拠点を配備
(ACAT: Aged Care Assessment Teamsなどの時期から)
 - Carer Respite Centre 新設し地域配備(上記の地域区分内に)
レスパイト専門:施設、在宅、デイの3タイプ
brokerage方式(定額型請負方式、入札による)
 - Carer Resource Centre 各州一か所と首都に
意識啓発、情報提供、カウンセリングなど
ロビー活動:選挙時、予算編成時に政策提言
 - 1999年からCarelink CentreをCarer Respite Centre に併設。
全国共通電話での情報提供
併設型は2010年現在、全国に54ヶ所設置

Carer の公式定義

(ABS: Australian Bureau of Statistics)

- *“A person of any age who provides any informal assistance, in terms of help or supervision, to an older person or someone who has a disability or a long-term health condition. This assistance has been, or is likely to be, ongoing for at least six months.”*
- “(ケアラーとは)年齢を問わず、高齢者あるいは障害または長期の健康問題を抱えている者を、直接援助ないし見守りの形でインフォーマルに支援している者で、その状態が少なくとも6か月以上継続しているか、継続すると予想されている場合をいう。”
- Young carer 定義: 15歳以上25歳未満



行為例: 掃除や炊事などの家事、屋内外の移動介助、服薬介助、シャワーや着脱衣、安全管理、見守り: 幼い兄弟の世話

2011年全国ケアラー戦略

(National Carer Strategy 2011、NCS 2011)

- 2010年『ケアラー貢献認識法
(Carer Recognition Act)』制定(すべての州でも制定)
- NCS 2011により、ケアラーの対象の拡大
高齢者、障害者、精神疾患患者、慢性疾患患者、
薬物依存症患者、退院患者、終末期患者など
--ヤングケアラーへの本格的注目
(この時からと考えられる)

以下は、別途配布資料で

- 全国ケアラー支援枠組み、2011
- 年齢・性別による主ケアラー推計数、2009
- 主ケアラーの年齢別グループ、2009
- 補：下線部 From website: Young Cares of Carers Australia
Young carersは304,800人以上、内、18歳以下
は150,000人。主ケアラーは24,400人弱 (ABS, 2009)

Young carers Respite and Information Service Program, 2013

- 中等教育ないし同年齢での職業訓練を完了できるよう、次の二種類のサービスで支援
- レスパイト・サービス: 通学中のヤングケアラーのため。
また、年齢／学年相応の支援
(例) 試験勉強への集中できるように、個別指導、技術練習、
休校日の活動参加など、教育上、社会活動上、余暇活動上の支援
- 情報サービス: 25歳以下のヤングケアラーに、カウンセリングや直面する諸問題への対処などのために情報提供、助言、紹介サービス

給付奨学金の新設

-2015,2016,2017年度-

- 連邦政府 (Department of Social Services)
- 募集開始: 2014年秋
- 対象: 12歳から25歳のヤングケアラーで、中等教育機関以上に在学中であること
- 全国で150件: 各50件 (年間4,000豪ドル、6,000豪ドル、10,000豪ドル)
- 一年ごとに応募

ヤングケアラーの発見と支援プログラム

- 子どもには自覚がない + 親は実態を知られたくない
- Carer Respite Centre & Carelink Centreに、
 - 学校から、家庭(在宅サービス事業者)からの連絡
 - 学校への働きかけ、事業者への働きかけ
- Carer Resource Centreで
 - 支援プログラムの実施ーピクニック、サマーキャンプなどの、さまざまなアクティビティ・プログラム
 - 啓発活動
 - ロビー活動(首都キャンペラと各州で)

活発な情報発信とアドヴォカシー

- Websiteの充実：周到なメディア戦略

各州および全国代表組織のCarer Resource Centre
“ケアラー統計早見表”的なまとめ方（別紙）

- Young carers 専用サイトも充実

(<http://www.carersaustralia.com.au/about-carers/young-carers2/>)

- Carers Australia、代表組織は、年齢グループ（12歳以下、13歳から18歳、19歳から26歳）に分けてヤングケアラーについて説明している。もっとも充実しているwebsite
(<http://youngcarers.net.au/kids-under-12s/>)



- このwebsiteに掲載されている、12歳以下と13~18歳向けのイラストの合成図（別紙④と⑤）

ヤングケアラー当事者の“声”の発信

- *Website*で動画提供
- *Speakers' Bank* (Carers Victoria)
依頼を受け、講師として参加
- ラジオ番組に出演
例: ABC放送の「Life Matters」というインタビュー番組など
- ロビー活動への協力
-- 政治家との会合で意見表明

語れること ⇔ 語りがたいこと

- 自身の体験を語れる

→ 自分で意味づけができています。(意義ある経験でも
あるし、つらい経験でもある・・・でも、他者に語る事ができる)

- 自身の体験を語れるまでになっていない

→ 今現在、サポートが必要な状態の可能性
気持ち--カウンセリング(含む、スクールカウンセラー)
友達 --ピアサポート・アクティビティなど
学業 --教員

- ヤングケアラーは、人間として発達途上にある

→ 成人でもそうだが、それ以上の配慮が必要
例えば、E・H・エリクソンの理論が参考になる

E・H・エリクソンの生涯発達理論における care の意味

(木下、1989『老人ケアの社会学』)

老年期								統合性 対 絶望 <知恵>
成人期								生殖性 対 自己埋没 <Care>
若い 成人期						親密さ 対 孤独 <愛>		
青年期					アイデンティティ 対 その拉散 <忠誠>			
学童期				勤勉 対 劣等感 <技能習得力>				
遊戯期			自発性 対 罪悪感 <目的>					
幼児期		自律性 対 恥・疑惑感 <意志>						
乳児期	基本的信頼 対 不信感 <希望>							
	1	2	3	4	5	6	7	8 (階級)

日本での研究： ライフスタイルとケアラー

- 高齢化、少子化、核家族化、医療化、福祉サービスの拡充、などの社会背景
- 日常生活において、養育・介護・精神的支援などのケア行為に携わる人びと
- 非専門職者



ライフスタイルとケアラー

- 介護保険は状態としてのケアラーの大量創出、ケアラーの不可視化、結果としての負担重度化という逆説的構造を生み出している
- ケアラーに照準した研究の偏り
 - 親子間・配偶者間ケアへの注目
 - きょうだい間ケアへの注目は？ 友人間・恋人間ケアへの注目は？ ペット-飼い主間ケアへの注目は？
 - 女性ケアラーへの注目
 - 男性ケアラーへの注目は？
 - ケアラーの抱える困難やストレスへの注目
 - ケアラー体験による正の意味づけへの注目は？
 - 支援プログラムの開発や提供実態への注目は？